

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○地球環境にも配慮したエネルギー政策</p> <p>・地球環境にも配慮したエネルギー特会の歳入歳出構造の改革</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>・エネルギー特会の抜本的な見直しに着手。歳出面では、石特会計において、①エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策を新たに歳出項目に位置づけ、経済産業省と環境省が連携して推進、②天然ガスシフトの加速化、③アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進等。電特会計においては、原子力、水力、地熱等の長期固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等。歳入面では、負担の公平化の観点から、石炭への新規課税、LNG・LPGの税率の引き上げ、電促税の所要の減税等。</p> <p>・これらを踏まえ、平成15年度政府予算案を編成し、関連する特別会計法（石特会計法・電源特会法）及び税法（石油税法・電源開発促進税法）の改正法案が国会に提出されているところ。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立し、これらが着実に実施された場合、省エネ・新エネ対策等の拡充によるエネルギー起源CO2排出抑制対策の充実などが促進されることが期待される。また、天然ガスシフトの加速化や、アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進により、より一層のエネルギー安定供給確保等が図られるとともに、原子力等の長期固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等により、エネルギー安定供給確保等が促進されることが期待される。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施すること。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施するよう努める。</p>

ロ. 歳出改革

<p>○地球環境にも配慮したエネルギー政策 ・地球環境にも配慮したエネルギー特会の歳入歳出構造の改革</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>・エネルギー特会の抜本的な見直しに着手。歳出面では、石特会計において、①エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策を新たに歳出項目に位置づけ、経済産業省と環境省が連携して推進、②天然ガスシフトの加速化、③アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進等。電特会計においては、原子力、水力、固定電源への固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等。歳入面では、負担の公平化の観点から、石炭への新規課税、LNG・LPGの税率の引き上げ、電促税の所要の減税等。 ・これらを踏まえ、平成15年度政府予算案を編成し、関連する特別会計法（石特会計法・電源特会法）及び税法（石油税法・電源開発促進税法）の改正法案が国会に提出されているところ。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合、省エネ・新エネ対策等の拡充によるエネルギー起源CO2排出抑制対策の充実などが促進されることが期待される。また、天然ガスシフトの加速化や、アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進により、より一層のエネルギー安定供給確保等が図られるとともに、原子力等の長期固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等により、エネルギー安定供給確保等が促進されることが期待される。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施すること。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施するよう努める。</p>
--	----------------------	--	--	---	--

<p>○研究開発 ・総合科学技術会議を通じた科学技術予算編成におけるメリハリの徹底。就中、エネルギー分野の見直し</p>	<p>内閣府 文部科学省 経済産業省</p>	<p>・経済産業省においては、科学技術予算におけるメリハリの徹底を図るため、研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス21）の創設と既存プロジェクトの徹底した見直しによる重点分野への予算集中を実施。 その結果、 ①フォーカス21については、総合科学技術会議における優先順位付けも踏まえた質的向上を図り、15年度政府原案では30プロジェクト、367億円を投入。また、平成14年度補正予算として、一部プロジェクトを前倒し実施（総額65億円）。 ②既存プロジェクトについては、ゼロベースから徹底的に見直し、239事業のうち、198事業について廃止・終了・削減を実施。 ・また、エネルギー分野の見直しについては、エネルギー特別会計の抜本的な見直しの中で、エネルギー技術開発についても抜本的に見直しを行ったところ。 （エネルギー特別会計の抜本的な見直しにおける対応状況、主な成果、課題等については、「地球環境にも配慮したエネルギー政策」の項で記載。）</p>	<p>平成15年度予算 政府原案及び平成14年度補正予算に反映。</p> <p>・環境・エネルギー ・情報家電・ブロードバンド・IT ・健康・バイオテクノロジー ・ナノテクノロジー・材料の4分野について平成14年12月に「産業発掘戦略」を策定。</p>	<p>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクトの着実な実施が重要。 ・「産業発掘戦略」（平成14年12月内閣官房策定）を踏まえて、研究開発プロジェクトを実施することが重要。</p>	<p>②平成15年末及び③それ以降 ・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクト等の真に政策的意義の高いプロジェクトを選定するとともに、「産業発掘戦略」を踏まえ、研究開発プロジェクトの効果的・効率的な実施を着実にを行う。</p>
--	--------------------------------	--	--	---	---

ホ. その他の制度改革

<p>○研究開発 ・総合科学技術会議を通じた科学技術予算編成におけるメリハリの徹底。就中、エネルギー分野の見直し</p>	<p>内閣府 文部科学省 経済産業省</p>	<p>・経済産業省においては、科学技術予算におけるメリハリの徹底を図るため、研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス21）の創設と既存プロジェクトの徹底した見直しによる重点分野への予算集中を実施。 その結果、 ①フォーカス21については、総合科学技術会議における優先順位付けも踏まえ、15年度政府原案では30プロジェクト、367億円を投入。また、平成14年度補正予算として、一部プロジェクトを前倒し実施（総額65億円）。 ②既存プロジェクトについては、ゼロベースから徹底的に見直し、239事業のうち、198事業について廃止・終了・削減を実施。 ・また、エネルギー分野の見直しについては、エネルギー特別会計の抜本的な見直しの中で、エネルギー技術開発についても抜本的に見直しを行ったところ。 （エネルギー特別会計の抜本的な見直しにおける対応状況、主な成果、課題等については、「地球環境にも配慮したエネルギー政策」の項で記載。）</p>	<p>平成15年度予算政府原案及び平成14年度補正予算に反映。</p> <p>・環境・エネルギー ・情報家電・ブロードバンド・IT ・健康・バイオテクノロジー ・ナノテクノロジー・材料の4分野について平成14年12月に「産業発掘戦略」を策定。</p>	<p>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクトの着実な実施が重要。 ・「産業発掘戦略」（平成14年12月内閣官房策定）を踏まえて、研究開発プロジェクトを実施することが重要。</p>	<p>②平成15年末及び③それ以降 ・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクト等の真に政策的意義の高いプロジェクトを選定するとともに、「産業発掘戦略」を踏まえ、研究開発プロジェクトの効果的・効率的な実施を着実にを行う。</p>
--	--------------------------------	--	---	---	---

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>・産学官連携による研究開発・事業化等の推進 総合科学技術会議は、本年6月、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産学官連携の形態別（技術移転、大学発ベンチャー等）、分野別（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）の課題と具体的方策、地域科学技術の振興、産学官連携の観点から見た大学改革、人材交流の活性化等の基本的考え方を明らかにした。同推進方策に基づき、産学官連携のための基盤形成・環境整備、企業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組を積極的に推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>民間企業と大学等が連携して行い、経済即効性の高い研究開発に対して重点的な投資を行うとともに産学官連携による研究成果の実用化・事業化の支援、産学官連携の研究開発を支える拠点整備を推進することで、創業・新規開業を促進する。（平成14年度補正予算額・662.7億円）</p>	<p>・研究開発成果が迅速に事業化に結びつき、産業競争力強化に直結するような経済活性化の研究開発プロジェクト（フォーカス21）の前倒し実施等新規事業創出のための環境整備及び研究開発を執行中。 ・平成15年度2月時点で31の承認TLOを設置。 ・大学発ベンチャー企業数は平成14年度8月末時点で424社（筑波大学調べ）。</p>	<p>・引き続き、経済即効性の高い研究開発に対する重点的な投資 ・大学研究成果の移転を行うTLOに対する支援の充実や大学発ベンチャーを担う起業家・経営人材の育成等。 ・地域における産学官連携による事業化に直結する実用化技術開発の促進</p>	<p>左記課題を解決することを念頭に、引き続き、産学官連携のための基盤形成・環境整備、企業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組みを着実に推進する。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モーダルシフトを促進する。 (低公害車の普及)</p>	国土交通省	<p>・自動車税のグリーン化として、新規登録の低公害車を排出ガスの低減レベル等に応じて軽減し、車齢11年を超えるディーゼル車や車齢13年を超えるガソリン車を重課するほか、低公害車の取得に係る自動車取得税を軽減する自動車取得税の軽減措置を実施。 ・地方運輸局を通じた地方公共団体、運輸業界、産業界への啓発活動・指導を実施。</p>	<p>・平成14年12月末時点で381万台の低公害車が普及している(平成13年3月末63万台)。</p>	<p>・新車販売される自動車の62%が低公害車となっており(2002年12月)、今後はより環境性能の優れた自動車に税制上の優遇対象を絞りこんだ上で、さらに普及を促進する必要がある。</p>	<p>①平成15年度より、自動車税のグリーン化、自動車取得税の軽減措置について、環境性能の高い自動車に対象を絞り込むとともに、新たに低PM認定車等に対する措置を創設する。また、地方運輸局を通じた地方公共団体、運輸業界、産業界への啓発活動・指導を引き続き実施する。</p>
ロ. 歳出改革					
<p>既存集合住宅に関するIT化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示するほか、新築集合住宅に関するIT化標準を策定する。</p>	国土交通省 総務省 経済産業省 法務省	<p>「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」等を策定した。(平成14年7月)</p>	<p>新築及び既存の共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方が示されるとともに、技術的な指針が示された。</p>		<p>③引き続き同標準および指針の普及促進を図る。</p>
<p>既存集合住宅に関するIT化標準を策定するとともに、改修のための合意形成マニュアル、技術指針を作成する。</p>	国土交通省 総務省 経済産業省 法務省	<p>「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」等を策定した。(平成14年7月)</p>	<p>共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方が示されるとともに、技術的な指針が示された。</p>		<p>③引き続き同標準および指針の普及促進を図る。</p>
<p>新規の都市開発事業について既成市街地の事業に重点をシフトする。</p>	国土交通省	<p>平成14年度予算において、都市開発事業について、既成市街地への重点的な配分を行った。</p>			<p>・引き続き都市開発事業について、重点的な配分を図る予定。</p>

<p>大規模ダム事業は、実施計画調査の新規着手を凍結。事業中のダムは水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別する。</p> <p>大規模ダム事業について、引き続き、重点的に見直し検討を実施する。</p>	国土交通省	<p>大規模ダム実施計画調査の新規着手を凍結（平成14年度予算における新規実施計画調査採択は、既存ストックを有効活用する1事業のみ（平成15年度予算はなし））。事業中ダムについては、他の治水代替案が有利となったもの等、平成13年度は8事業、平成14年度は12事業（平成14年12月20日現在）を中止するとともに、本体工事中のもの等の集中投資が必要な事業に重点的に配分し</p>	<p>ダム建設事業数は、平成14年度当初の253事業から平成15年度229事業（予定）と約1割減になり、事業の重点化を図った。</p>	特になし	<p>③平成15年度以降も、事業評価の徹底を図るとともに、予算の重点投資を図り、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>公営住宅等整備につき、民間借上げ、リフォーム等で既存ストックを最大限活用する。</p>	国土交通省	<p>・公共賃貸住宅約300万戸について、既存ストックの計画的な有効活用を推進するため、今後10年間の建替え、リフォーム等の方針を定めるストック総合活用計画を原則として全事業主体において14年度内に策定することとした。 ・平成15年度においては、改善事業へ集中化・重点化を図る制度拡充等を行うこととした。</p>	<p>・平成14年度中に全都道府県においてストック総合活用計画を策定した。</p>	<p>・策定したストック総合活用計画に基づく確な既存ストックの活用の実施。</p>	逐次実施
<p>・公共賃貸住宅、コンテナターミナル、中央官庁施設、公務員宿舎の整備に当たって、民間の資金・能力の積極活用の観点から、PFI方式等の活用を図る。（公共賃貸住宅）</p>	国土交通省	<p>・公共賃貸住宅の建替え等に際し、民間が行うPFI的手法を推進するため14年度において助成制度を拡充した。</p>	<p>・東京都営南青山一丁目団地の建替えに関しては、事業予定者を決定した。 ・広島県営上安住宅（仮称）のPFI手法による建設に関しては、優先交渉権者を決定した。</p>	<p>・地方公共団体や民間事業者におけるノウハウの不足、PFI手法に係る様々な情報不足等。</p>	逐次実施
<p>既存ダムの徹底活用による治水・利水機能向上等既存ストック有効活用を推進する。</p>	国土交通省	<p>既存ダムの徹底活用による治水・利水機能向上において、新たに既存ストックを有効活用する事業の実施計画調査を14年度に行うなど、多様な取組みを推進する。</p>	<p>既存ダムを活用することにより、新たにダムを建設する場合に比べコスト縮減が図られるとともに、改変面積が減少することによって自然環境への影響を緩和することが可能となる。</p>		<p>③平成15年度以降も、引き続き既存ストックを有効活用する事業の実施計画調査を行うなど、多様な取り組みを推進していく。</p>

<p>都市のヒートアイランド現象の解消に向けた取組の推進</p>	<p>環境省、国土交通省、経済産業省、都市再生本部事務局</p>	<p>平成14年9月6日、関係行政機関相互の密接な連携と協力を推進するため、関係府省からなる「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議」を設置し、各府省の取組についての情報交換のほか、学識経験者、地方自治体、産業界を対象にヒアリングを行うなど、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定についての検討を実施。</p>	<p>各府省の取組及び連絡会議における検討をもとに、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定にあたっての課題の抽出、取りまとめを行った。</p>	<p>ヒートアイランド対策については、排熱の原因別の寄与度や原因の相互関連性、地形等を踏まえ、費用対効果も考慮に入れつつ進める必要があるため、対策の異なる推進のためには、各原因間の関連性、寄与度等複雑なメカニズムを更に解明していくことが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各原因間の関連性、寄与度などの発生メカニズムに関する調査・分析を一層促進。 ・調査・分析の進捗状況に応じて様々な対策を講じた場合の効果に関する評価手法の現状把握。 ・調査研究に係る連携と、その成果の集積、関係者間の相互利用を促進。 ・ヒートアイランドに係る対策を体系的かつ計画的にまとめた大綱の策定
<p>○低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モーダルシフトを促進する。 (モーダルシフト)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・京都議定書に定められた二酸化炭素排出量の削減に向け、本年度より、幹線輸送において、荷主・物流事業者等の関係者が協力して計画的に鉄道・海運へのモーダルシフトや共同輸送化等の実証実験に取り組む場合に、一定の環境負荷低減効果が認められるものに支援を行っている。 本年度においては、事業者から応募された実証実験計画の中から二酸化炭素排出量削減効果の高い案件に対し認定を行った。</p>	<p>・鉄道・海運へのモーダルシフト等の実証実験の実施により二酸化炭素排出量の削減が図られた。</p>	<p>・計画内容どおりの実証実験の実施。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①実証実験計画の公募を行う。 ②事業者から応募された実証実験計画の中から二酸化炭素排出量削減効果の高い案件に対し認定を行い、実証実験を支援する。 ③実証実験の実施結果を分析・評価した後、広く世間に公表することにより、モーダルシフトや共同輸送化等の取り組みを普及させる。

八. 規制改革

<p>III (1) ・「大都市圏における国際交流・物流機能の強化（第2次決定）」プロジェクトの中で、大都市圏の国際港湾の24時間フルオープン化、輸出入・港湾行政手続のワンストップサービス化・通関検査の迅速化を推進する。 （港湾関係）</p>		<p>(3) 湾内ノンストップ航行の実現等 ○船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークを構築するため、以下のソフト施策とハード施策を有機的に組み合わせて実施。 ・新しい交通体系、管制制御手法等の検討を行っている委員会において、これまでの調査・検討を踏まえ、関係者の意見・ニーズ等を調査するとともに、シミュレーション等を実施し、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行の実現に向けた 1) 東京湾船舶交通体系委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会 2) 東京湾管制制御システム委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会 3) 東京湾リスクアセスメント・国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等の基盤整備を行っている。</p>	<p>・東京湾で大規模海難が発生した場合の被害想定、安全性と効率性を両立させた新たな交通体系、湾内ノンストップ航行の実現に向けた所要の評価・検討を行うとともに、AISを活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環とした実証実験を行った。</p> <p>・国際港湾機能強化のための事業の進捗等が図られた。 例：大阪港北港南地区C-11 H14. 7. 1（供用開始） 神戸港ポートアイランドⅡ期地区PC13 H14. 9. 1（供用開始） 名古屋港飛島埠頭南地区コンテナターミナル H14. 11. 16（着工）</p>	<p>・14年度の検討結果について安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が必要</p> <p>・国際港湾機能強化のための円滑な事業実施・推進</p>	<p>②平成15年度末 ・委員会を開催し、14年度の結果について安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、最終的な成案を得る。 ・東京湾及びその周辺海域においてAISを活用した次世代型航行支援システムの基盤となるAIS陸上局の整備を行う。</p> <p>①～③： 引き続き、国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等、国際港湾機能強化のための基盤整備を推進。</p>
---	--	---	---	---	---

III (1)

・「大都市圏における国際交流・物流機能の強化（第2次決定）」プロジェクトの中で、大都市圏の国際港湾の24時間フルオープン化、輸出入・港湾行政手続のワンストップサービス化・通関検査の迅速化を推進する。（港湾関係）

(4) スーパー中枢港湾の育成

・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する
「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。

・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた（H14. 11. 29）。

・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。

H14. 10. 7第一回委員会開催

H14. 12. 6第二回委員会開催

H14. 12. 11～H15. 1. 14スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募

H15. 1. 20～21応募者からのヒアリングを実施。

・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。

・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。
（東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市）

・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現

・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成

①第156回国国会期末

・平成15年2月24日に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。
・候補となった港湾の管理者は、

1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革促進、

2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、

3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、

を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成

②平成15年末

・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定

③それ以降

・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施

		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。 			<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末 ・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・都心居住や適切な用途の混在(ミックスユース)により職住近接を促進するため、容積率等の土地利用規制のあり方の検討等を行う。 	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の一部改正(平成15年1月1日施行)により、許可を経ずに、建築確認の手続で一定の住宅系建築物について容積率制限を緩和する制度等を導入した。 			引き続き制度の周知を図る。
中古住宅(戸建住宅)の質を考慮した価格査定システムを構築・スタート	国土交通省	中古戸建住宅の質を考慮した価格査定システムを平成13年度末に構築済み	中古戸建住宅におけるリフォーム等の実績を査定評価に反映させることによって、良質な中古戸建住宅の流通を促進		
合意形成プロセスにおけるルール運用徹底による市街地再開発事業進捗の迅速化。	国土交通省	平成14年1月、地方公共団体等に対して通知することにより、一層の周知徹底を図った。			
重要事項の説明範囲拡大等透明かつ公平な媒介契約の在り方の検討	国土交通省	学識経験者等により構成される「不動産流通業務のあり方研究会」において検討し、平成14年度末に結論の予定			
集団規定の性能規定化及び算定方法見直し等による容積率規制の合理化の検討	国土交通省	建築確認の手続で一定の住宅斜線制限と同程度以上の採光等を確保する建築物について斜線制限を適用しない制度の導入等を内容とする「建築基準法等の一部を改正する法律」が平成14年7月12日に公布され、平成15年1月1日より施行されている。			引き続き制度の周知を図る。